

図書館情報学と政策科学の接点 —学校司書配置政策に関する試論—

Library and Information Science and Policy Science contact: An Essay on the placement policy of the school librarian

木内 公一郎
Kinai Koichiro

抄 録

この論文の目的は図書館情報学に政策科学の概念や研究方法を導入する際の課題を明らかにすることである。学校司書の配置政策について、自治体レベルの研究を進めていく際に「政策ネットワーク」という概念モデルを、研究の枠組みとして用いることができるかどうか考察した。結果として、教育行政学で用いられていることがわかり、検討した結果、有用であることを明らかにした。

キーワード：政策科学、政策ネットワーク、学校司書、図書館情報学

1. はじめに ～研究の目的～

2014年に学校図書館法が改正され、学校司書は法制化された。これを受け、文部科学省では「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」及び「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」が設置され、学校図書館のあり方、学校図書館職員に関する議論が行われ、2016年10月に最終報告書が公開された。

一方、地方自治体には学校図書館法によって、学校の設置者として学校図書館の設置義務が課せられ、その整備充実が常に求められている。特に地方分権改革によって、2001年3月に成立した「地方交付税法等の一部を改正する法律」に伴って学校図書館法13条、学校図書館法施行令が廃止された。これによって国の費用負担を定めた法律的な根拠がなくなり、地方交付税交付金による財政措置に変わった。自治体の意欲と自主性が問われている状況にあると言えるであろう。

学校図書館、学校図書館を利用した教育、子どもの読書がいかに大切であるかを力説してみ

ても、自治体間における格差は埋まっていない。そのため、学校図書館関連団体が国や地方自治体に働きかけ、学校図書館や職員配置を呼びかける運動が全国各地で行なわれている。

塩見昇¹によれば、1960年代～1970年代は幾度か学校図書館法改正の動きがあったが、学校司書の処遇、位置づけをめぐる挫折する。学校司書の配置、改善に法による打開、国の施策が望めない中で、1980年代になると学校図書館の意義と専任職員の重要性を認める先進的な自治体（首長）の判断により、学校図書館に「人」を配置するケースが広がりを見せ始める。これによって義務教育学校の半数近く、高校の7割に司書がいる状況を生み出した。

塩見はさらに1980年代以降の特徴的な動きを3点挙げている。

- 一．学校司書自身による教育活動としての実践と公表、交流、周知の広がりである。西宮市、神奈川県、岡山市を例に挙げて、学校図書館像の共有が進んだこと。
- 二．学校図書館を考える会
一の動きを学んだ市民や子ども文庫や図書館づくり運動の経験者が人のいる学校図書館に目を向けるようになった。
- 三．90年代のゆとり教育、総合学習の導入など教育改革の動きもあって「自ら学び、自ら考える」学びの強調が学校図書館の整備充実への機運を高めることになった。その帰結として1997年の学校図書館法改正があった。

塩見はこのように学校司書の実践活動や団体による運動、教育改革などの動きが影響を与えていることをまとめている。

学校図書館法によれば学校図書館の設置者には学校図書館を整備する義務がある。学校図書館の整備や学校司書の配置の進め方については地方自治という枠内で考察する必要がある。

地方自治の大きな変革は2000年以降の地方分権改革である。この影響は学校図書館法に及び、2001年3月に成立した「地方交付税法等の一部を改正する法律」に伴って学校図書館法13条、学校図書館法施行令が廃止され、国の費用負担を定めた法律的な根拠がなくなり、地方交付税交付金による財政措置に変わった。

学校図書館政策の重要性については金容媛が「学校図書館は、教育の他の側面とは異なり教育的効果を可視的に測定することが難しく、潜在的であるため、学校現場の優先順位から疎外され、また他の館種の図書館のように構成員の自主的な要求による発展にも限界があるため、制度的・政策的な支援・裏付けがなければその発展が不可能である」²と述べているように学校図書館を支援する政策については他館種以上の配慮が必要とされている。

この研究では単に運動として扱われてきた学校司書の配置について、政策³として扱い、政策科学の観点から調査し、研究することを目的としている。その前段階として、図書館情報学における政策研究と政策科学の融合を試みる。

政策科学とは政治学の一分野であり、「政策の形成と執行の過程の合理化および、その過程で必要とされる具体的情報の体系化を任務とする問題解決的な学際科学」⁴である。つまり政策がどのようなプロセスを経て形成されているのかを明らかにするとともに、政策形成過程の合理化を目指す学問体系である。

学校図書館の制度、政策を構築していくには、関係者はどのように行動すれば自らが望む政策の実現ができるのか。単に経験だけでなく、理論に基づきそのパターンを解明していくことが必要ではないだろうか。

そのような問題意識から「政策形成過程」を中心概念として設定する。これは「社会集団間の利害の調整や、政治的な決定を必要とする問題を特定し、その代替解決案をめぐる社会及び政府内での論議、その政治的決定あるいは非決定にいたる過程を指す」⁵。つまり、様々なアクターの利害を調整しつつ、問題を特定し、解決案を検討していく過程であると定義する。

2. 図書館情報学における政策研究

図書館情報学における政策に関する研究は金が国家レベルの包括的な研究を行っている。金は政策科学の諸理論の検討を行った上で、IFLAや日本や各国の図書館情報政策の検討を行い、政策に必要な諸要素を明らかにしている。

そのなかで政策形成過程における「参加」概念と属性を明らかにしている。

「(1) ある積極的活動の性格をもつ。したがって、ある政策に対する単なる感情・態度・意思表明などの消極的活動は参加とはいえない。(2) 意図的行動を伴う。すなわち、政策のすべての過程において意図的な意思をもって行動・介入することが参加できる。(3) 参加類型として、政治的参加、行政的参加、組織内参加、組織外的参加などがある。たとえば、公共政策の選択・執行方式に対する政策決定者の行為に影響を及ぼすのが政治的参加、行政機関の政策決定・執行、評価が行われる実際の過程で関与するのが行政的参加、政策担当機関・組織内の構成員またはグループが関与するのは組織内参加、外部の一般市民・利益集団などが関与するのが組織外参加である。」⁶

金の見解によれば「政策形成過程に参加すること」とは「意図的な意思をもって行動・介入する」という意味になり、参加の類型も4つに区分される。

3. 自治体における政策研究

自治体の政策に関する研究は自治体の政策形成タイプを明らかにしようとした地方自治研究資料センターによる研究がある。⁷ 研究の枠組みとして、

①自治体の地理、社会、政治的背景、過去の歳入、歳出、公共施設の整備などの各状況を比較し、相違点を明らかにすること。②過去5年間の新規事業に関する政策形成過程の実態調査を行い、それに基づいて、政策形成過程の影響要因とその作用パターンあるいは政策決定に見られる意思決定の特性等について明らかにする。③意思決定主体の影響力の強弱による政策形成のタイプ(どの主体がどの程度リーダーシップを持っているのか)を明らかにし、それがどのような要因によってでき上がったのか、その背景を明らかにする。④特に官僚の影響力に焦点をあて、それが行政組織内部の影響力構造とどのように関係しているのか。また、そのような官僚内部の影響力構造とどのような構造とどのように関係しているのか。また、そのような影響力構造は、職員の組織行動や満足度とどのように関連するのかを明らか

にする。結果としては1) 環境要因 (国・県、他市の動向、市の実情、一般社会の実情) 2) 行政外部主体要因 (議会、議員、各種団体、住民運動、世論、企業) 3) 行政内部主体要因 (市長、管理監督者、一般職員、職員労働組合) の3要因が絡み合いによってそれぞれ独自の政策形成パターンをもっていることを明らかにした。

この研究の特徴は行政機関を中心にそれを取り巻く環境要因、さらには行政以外の議会、議員、住民などを外部主体要因と区分していることである。

また、伊藤⁸による研究は自治体の政策について動的相互依存モデルを用いている。これは内生条件、相互参照、横並び競争というコンセプトを用いて、自治体の政策採用の様態を描いた理論モデルである。地方自治研究資料センターによる研究が個々の自治体内部における政策形成過程を明らかにしたのに対して、伊藤は国の政策介入や他の自治体の政策の影響面も考慮した重層的、多面的な研究である。

4. 教育行政学における政策研究

この分野では教育委員会の制度改革や学校と教育委員会との関係など多岐にわたる研究も行なわれている。そのなかで教育政策の形成過程を研究している論考も見られる。

白石⁹は自治体の教育政策に関する分析を行い、多様なアクターが関わっていることを明らかにした。取り上げた政策は単位制高校、初任者研修、生涯学習政策である。校長会、教員組合、議会、首長、首長部局、経済団体、学識経験者、マスコミをアクターとして取り上げ、政策ごとの影響力の度合いを明らかにした。

5. 政策形成過程の概念モデル ～政策ネットワーク～

政策形成過程については、様々な概念モデルが提案されてきた。コーポラチズムは「近代産業社会においては、あらゆる利益集団が同じように政策決定システムに参加できるのではなく、政府主導により特定の集団が政府との関係で特権的地位を与えられ、政策決定プロセスへのアクセスを制度化されているとする考え方」¹⁰である。多元主義モデルはコーポラチズムを否定し、「公共政策に対して単独でとび離れて大きな影響力を行使しようとするような明確な社会集団は存在しない。(略)多元主義社会は多数の集団から構成されており、それらの集団は、程度の差はあるにせよ、すべての公共政策プロセスになんらかの影響をもつ」とされる¹¹。研究の方向性は政府主導ではなく、民主的な政策形成を志向するものである。

最近の研究は「政策ネットワーク」という概念を使って、研究が行われている。西岡によれば、「公私のアクターが織りなす相互依存のネットワークに着目し、そのなかで彼らの共働により展開される政策およびその作成・決定・実施プロセスを考察しようとするものである」¹²。政策ネットワークは一連の概念モデルの進化の過程から生まれてきた概念である。

「政策ネットワークは、理論的には政策科学における政策プロセス分析と、政治学および組織論における権力分布、資源依存、組織特性、組織間関係などの分析を結びつけて構成された概念であるが、経験的現象としてはほとんどすべての政策領域において見られるものである。

(略) しかし、最近になって、公共問題解決および社会のガバナンスに関して政策ネットワークの持つ潜在的な能力が注目されるようになったのである。(略) 政策ネットワークの考え方は、政府が社会に上から君臨し、社会の舵取りをするという政府のイメージに基づいた伝統的な集権の支配アプローチに代わるものとして現れたものである」。¹³

政策ネットワーク論はこのように組織における権力のあり方、資源、組織間関係論などを取り入れて、より精緻化した概念モデルである。

またこれは、マクロでもミクロでもないメゾ・レベルの探求である。メゾ・レベルとは、「マクロともミクロとも異なる両者の中間に位置していることを指す。(略) 政策セクターないしはサブ・セクターを分析対象として、政府・利益集団をめぐる相互作用過程の解明が目的である。政策ネットワークとは構造とアクターの関係が集約的に表象される舞台であり、そこでは構造がアクターを規定する側面と、逆にアクターの選択と行為が構造にゆさぶりをかける側面とが可視化される。」¹⁴

構造がアクターを規定する面と逆にアクターの行動が構造を変える可能性が示唆されている。

そして教育行政学の分野では政策ネットワーク論を導入した研究がすでに行われている。青木は「地方分権と教育改革」¹⁵のなかで地方分権改革の影響が地方自治体における「少人数学級編成」にどのような影響を与え、教育行政における統治の変化を研究している。また、政策科学と教育行政学の間で理論的検討を行っているのが韓¹⁶の研究である。韓は「政策ネットワーク」概念を導入して、教育行政学研究の新たな枠組みを示している。

6. Rhodes & Marshの類型論

政策ネットワークについては複数の種類が存在するが、Rhodes & Marsh¹⁷が提唱する「政策共同体とイシュー・ネットワーク」という2つの類型をもとに検討する。もとはイギリス政府と諸アクターの間を把握するために作られた概念である。この類型論は政策形成過程の研究を飛躍的に発展させたという評価が定まっている。

表1は4つの次元から構成され、それぞれの特徴から政策共同体、イシュー・ネットワークの2種類の分類している。政策共同体は、ネットワークに参加するメンバーが限定されており、相互作用も頻繁である。資源の保有、利益の分配、権力関係も安定している。そして政策の効果が長期的に持続する。

反対にイシュー・ネットワークは政策ネットワークに参加するメンバーは数多く、様々な利益を包含している。そのため対立の火種が常に存在する。資源について、保有は限定的であり、協議型である。参加組織内における資源配分は多様である。権力は持っているものとそうではないものに分かれ不均衡である。政策の効果は流動的である。

要するに「政策共同体」は、ネットワークとしては閉鎖性が強く、同じアクターが固定している傾向を示している。また政策についても安定や継続性が見られる。

一方、「イシュー・ネットワーク」はアクターの種類も多く、開放性が高い。アクターの参加は流動的で紐帯を結ぶ力は不安定な傾向を示す。

表1 Rhodes & Marsh の類型論¹⁸

次 元	政策共同体	イシュー・ネットワーク
1. メンバーシップ（団体の構成員であること 資格、地位）		
(a) 参加者数	非常に限定的。いくつかのグループが意識的に排除されている。	多数
(b) 利益の種類	経済的利益、専門家の利益が支配している	影響を受ける利害を広く包含している。
2. 統合		
(a) 相互作用の頻度	政策課題に関わるすべての問題について、全グループ内で頻繁に高度な相互作用が続く	接触の頻度と強度は流動的。
(b) 継続性	メンバーシップ、価値、アウトカム（政策の効果）が長期的に持続	アクセスは非常に流動的
(c) 合意	全参加者が基本的価値を共有し、アウトカムの正当性を受け入れている	合意の基準は存在するが、対立や葛藤が存在する。
3. 資源		
(a) 資源配分（ネットワーク内）	全参加者が資源を保有。基本的な関係は交換関係	複数の参加者が資源を保有する可能性もあるが、限定的である。基本的には協議しながら配分する関係である。
(b) 資源配分（参加組織内）	ヒエラルキーの形。リーダーがメンバーを統制する。	多様かつ可変的な配分とメンバーを規制する能力も同様である。
4. 権力	メンバー間の権力は均衡がとれている。一つのグループが支配的になる可能性があるものの、共同体の持続性を保つためにプラスサムゲームでなければならない。	不均衡な権力である。 不均衡な資源とアクセスを反映している。ゼロサムゲーム

Rhodes & Marshは例として250年間タバコ産業と政府は閉じたリンクを形成していたと述べている。過去30年間、健康とたばこの問題が注目された。特に医療の専門家やBMA（イギリスの医療関係団体）がタバコ産業にたばこの健康被害について抗議をしてきた。しかし、どちらの団体も政策ネットワークには入らず、たばこ広告やスポンサーとの交渉には関わらない。ネットワーク中で決定された中心問題には言及せず、これらの団体はより広いイシュー・ネットワークの一部になり、喫煙の擁護、禁煙の推進のロビー活動を競った。政府には強い影響力を及ぼすことはなく、一般市民の意見を変え、特に喫煙者や潜在的な喫煙者の考え、決断を促した。¹⁹

このように表1を指標として用いることで、政策や国、地域ごとネットワークの形を明らかにすることができる。

7. 教育行政学と学校図書館政策

Rhodes & Marshの類型論を研究の枠組みとして使用している青木の研究を参考に学校司書配置政策研究の課題を検証してみる。

青木は少人数学級編成について自治体の政策過程を検証している。結論では

「県費負担教職員であるという一点において共通項をもつ人々が構成するのが地方政府における教育の政策共同体である。フルタイム教職員は、学校の教職員、市町村教育委員会事務局、都道府県教育委員会事務局という教育（行政）の構成員として、そして校長会、教科教育団体、教職員組合等の教育に関する任意団体の構成員として、教育の政策共同体を構成している」²⁰

「首長が教育行政に影響力を行使するようになったことである。それをより正確に表現するならば、初等中等教育領域の学級編制という、従来文部科学省の統制下におかれており、首長の影響力が遮断されていた領域について、2000年の地方分権一括法による行政的分権を契機として、影響力が行使できるようになったということである。」²¹

青木が明らかにしたことは、一つは地方政府においては県費負担職員という「教育の政策共同体」が存在していることである。

「政策共同体」はRhodes & Marshの類型で表されているとおり、強固なつながりと安定した資源配分、その結果としての安定した政策が続くことを意味している。少なくともこの政策共同体には学校司書に入ることは容易ではないかもしれない。なぜならばその多くが正規職員でもなく、学校図書館の影響力が日本の教育界では傍流であるからである。ここに日本において学校図書館の整備が進まない遠因があるのかもしれない。

二つめは、首長の影響力が教育行政にも及ぶようになったことである。青木の研究の成果は、少人数学級編成という政策を実施するにあたり、首長の影響力が大きくなったことを複数の自治体において実証したことである。

学校図書館の整備や学校司書の配置についても、首長の影響力如何によっては良い方にも悪い方にも傾く可能性を示唆している。

Rhodes & Marshの類型論の4つの次元を使用して、学校司書配置政策を検証していくことで、

「教育の政策共同体」と外部の組織の関係やせめぎあいを明確にすることができる。また可能性として「学校図書館の政策共同体」が形成されている自治体も存在する可能性がある。

拙稿「長野県学校司書制度に関する研究」²²は長野県高等学校（公立）における学校司書が制度化される過程を明らかにしたものである。

表2はRhodes & Marshの類型論に長野県学校司書の政策ネットワークを当てはめ考察した結果である。主要なアクターは長野県教育委員会事務局高校教育課と長野県高等学校教職員組合とその一組織である司書部である。司書部が中心となり学校司書の制度化を要求し、1981年に実現した。3者の相互作用は安定しており、制度化実現後も、頻繁にコミュニケーション（労使交渉）をとっている。結果として学校司書は学則に名称と職務が明記され、現在においてもほぼ全高校に学校司書が配置され、不定期ではあるが正規職員の採用試験が実施されている。

教職員組合の組織はヒエラルキーであり、司書部が組織され、専門家としての利益（学校司書としての専門性）も確保されている。ただし非正規の司書も増えているので、均一な資源配分、例えば給与の格差が発生することによって、安定性を失う可能性もある。

表2 長野県学校司書制度と政策ネットワーク類型論（試論）

次 元	政策共同体
1. メンバーシップ (団体の構成員であること資格、地位)	
(a) 参加者数	非常に限定的。県教委と教職員組合（司書部）
(b) 利益の種類	学校司書としての専門職制の維持発展（司書部） 学校図書館教育の維持（教育委員会）
2. 統合	
(a) 相互作用の頻度	組合と教育委員会の頻繁な意見交換
(b) 継続性	学校司書制度に持続性がある。
(c) 合意	学校司書は学校図書館教育に必要であるという認識
3. 資源	
(a) 資源配分(ネットワーク内)	安定した給与体系（正規職員） 学校司書としての専門性維持（司書部）
(b) 資源配分(参加組織内)	安定した給与体系（正規職員） 研修制度による専門知識の維持（司書部）
4. 権力	決定権は県教委が保持しているが、組合には配慮し、要求を無視したり、押し付けたりすることはない。

このように上記の試論のようにRhodes & Marshの類型論は学校図書館整備や学校司書の配置といった政策形成過程を分析していく際の有力なツールとしての可能性をみることができる。

8. Rhodes & Marshの類型論と学校司書配置政策研究の意義

Rhodes & Marshの類型論を導入して、どのような意義を見出すことができるのだろうか。

8-1 モデル化

各自治体に政策形成パターンを見出すことで、学校図書館関係者による学校図書館推進策、学校司書配置を進める際のモデルにすることができる。一般的な実践報告は当事者の主観に基づいている。モデル化によって客観的な情報を提供することができる。政策の実現、実施、改善、安定の確保においてモデルを参考にすることができる。

8-2 地方自治の視点から見た学校司書配置政策の追求

地方分権改革以降、地方自治のあり方、特に青木のように地方教育行政の変化を問う研究も増えて来ている。「地方自治における学校司書配置の進め方」についての提案を行うことができる。国会議員を中心とする学校司書法制化運動に見られるように国政レベルでの働きかけが目立っているが、地方自治の進展という観点からの研究も必要である。

8-3 民主的な政策形成の必要性

教育のあり方に関しては市民の関心は非常に高い。一方で学校図書館の関係者は自らの専門職とした立場を強化したいと考えている。様々な関心や利益を調整し、問題を解決するには道筋を明確にしておく必要がある。

学校司書配置政策はその制度化を進め、安定化させることが目標であるとすれば、自らの自治体における政策ネットワークの類型を理解することは、政策を実現しようとする関係者（学校司書、教育委員会、学校、教員、市民団体、議員、首長等）にとっての行動指針となるであろう。また自治体における民主的な政策形成を進めていくことに繋がる。

9. 実証研究に向けての指標設定

最後にRhodes & Marshの類型論を用いて学校司書配置政策の研究を進める場合の指標を明らかにする。

9-1 メンバーシップ（団体の構成員としての資格、地位）

イギリスのたばこ産業の政策ネットワークのように政府と業界団体の2つで構成されている場合は、政策共同体という判断ができよう。逆に様々な利益や関心を持って、政策ネットワークに参加してくる場合は参加者が多数になってくる。

専門家としての利益や経済的な利益を追求する場合は参加者がかなり限定される。メンバーシップの指標は参加者の数で判断される。

9-2 統合

参加者同士のコミュニケーションの頻度が多く、継続性がある場合は「政策共同体」であり、コミュニケーションが頻度にばらつきが多く、一時期に集中したり、逆にコミュニケーション

が途絶えたりすることがある場合は「イシュー・ネットワーク」構造という判断になる。結果としてそのこと政策の継続性にも影響を与える。また合意の基準が共有されていれば比較的対立がおこりにくくなる。

統合の指標は①コミュニケーションの頻度と継続性がどれくらいあるのか②合意の基準（価値の共有）をもっているのかいないのか。③政策の継続性はどれくらいか。安定しているのかという3点になる。

9-3 資源

Rhodesは資源について以下のように定義している。1) 権限（法令や法的手段により公的組織に与えられた、職務やサービスの強制的執行権や裁量的執行権）、2) 資金（税金、サービス・手数料・借料、あるいはこれらの組み合わせによって得られた公共・政治組織の金銭的蓄積）3) 正当化（選挙による選出や他に認容された方法によるより与えられた指示や、政策決定構造へのアクセスに関わるもの、4) 情報（データの保有・収集・流布へのコントロール）、5) 組織（人材、技術、土地、施設、整備などの直接的行使力）などの諸資源を指している。²³

政策共同体の場合はネットワーク参加者が資源を持っている。そしてコミュニケーションを頻繁に取っているので、お互いの必要な資源を理解している。そのため、交換を通じて、お互いが不利になることがないように調整している。逆に多数の参加者がいる場合は、資源を保有していない場合も多く、協議をしながら資源配分を行う。

また組織内の構成員に対しては政策共同体型のネットワークではヒエラルキーの形態のため、限なく資源を配分することが可能である。イシュー・ネットワークの場合はネットワークに参加している個々の組織形態が異なるため、一律に資源を配分することはできない。

資源の指標は、①参加者はどのような資源を保持しているのか。逆に持っていないのか。②資源はどのように配分されるのかということになる。

9-4 権力

権力とは一般的に「他を従わせる力」と定義される。ネットワーク参加者が少数の政策共同体型ネットワークは参加者の誰かが一方的に権力を握ることはなく、全参加者が均一な権力を保持している。イシュー・ネットワークは多数の参加者の権力や資源が一定ではないため、権力の均衡は不安定になる。

権力の指標は、参加団体がお互いにどのような影響関係を作っているのかということになる。

10. おわりに ～今後の課題～

この論文では実証研究の枠組みとして「政策ネットワーク」を検討し、学校司書配置政策に援用できるのか。そして実際の調査の指標としての可能性を論じた。

今後は地方自治体の学校司書配置政策を個別に調査研究していく予定である。（了）

注

- ¹ 塩見昇. 学校司書法制化がもたらしたもの. 図書館雑誌 Vol.108, No.11, 2014.11, p.737-739.
- ² 金容媛. 国際レベルの学校図書館政策. 文化情報学 : 駿河台大学文化情報学部紀要 11(2), 2004-12, p.59-68
- ³ 政治が追求すべき目標とその達成の計画を示すもの (阿部齊他編. 現代政治学小辞典 (新版) 有斐, 1999, p.237)
- ⁴ 阿部齊他編. 現代政治学小辞典 (新版) 有斐閣, 1999, p.237
- ⁵ 猪口孝他編. 政治学事典. 弘文堂, 2000, p.571
- ⁶ 金容媛. 図書館情報政策. 丸善, 2003, p.37
- ⁷ 地方自治研究資料センター編著. 自治体における政策形成の政治行政力. ぎょうせい, 1979
- ⁸ 伊藤修一郎. 自治体政策過程の動態. 慶應義塾大学出版会, 2002.
- ⁹ 白石裕編. 地方政府における教育政策形成・実施過程の総合的研究. 多賀出版, 1995
- ¹⁰ 宮川公男. 政策科学入門 第2版 東洋経済新報社, 2002, p.146-147
- ¹¹ 宮川前掲書, p.143
- ¹² 西岡晋. 福祉国家再編のメゾ・レベル分析に向けて: 政策ネットワーク論からのアプローチ 早稲田政治公法研究, 75, 2004-04, p.199-235
- ¹³ 宮川前掲書, p.49
- ¹⁴ 西岡前掲論文
- ¹⁵ 青木栄一. 地方分権と教育改革～少人数学級編制の政策過程. 勁草書房, 2013
- ¹⁶ 韓相俊. 教育政策過程研究における「政策ネットワーク」論の可能性—政策ネットワークモデルの検討. 東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要 No.23, 2003, p.37-49
- ¹⁷ Rhodes, R.A. and Marsh, David. New directions in the study of policy networks. European Journal of Political Research. No.21, p.181-205
- ¹⁸ Rhodes前掲論文, p.187, Table3を翻訳して記載した。
- ¹⁹ Rhodes前掲論文
- ²⁰ 青木栄一. 地方分権と教育改革～少人数学級編制の政策過程. 勁草書房, 2013, p.82
- ²¹ 青木前掲書, p.331
- ²² 木内公一郎. 長野県学校司書制度に関する研究. 上田女子短期大学総合文化研究所所報 創刊号, 2015, p.23-40
- ²³ Rhodes, R.A. Beyond Westminster and Whitehall: The Sub-central governments of Britain. Unwin Hyman, 1988, p.90-91.